

I. 反対尋問

1. 法益保護機能に対立する自由保障機能をどう考えているか。
2. 重疊的因果関係事例と択一的競合の場合とを同列のものとして考えているのか。
3. 何によって事實的因果関係が認められていると考えているのか。
4. 検察側は207条を根拠に条件関係修正説が認められると考えているのか。
5. 免許の停止などによる事案の解決ができるということは考えられないか。

II. 学説の検討

1. まず、C説(結果回避可能性説)については検察側と同様の理由より採用しない。
2. 次に、A説(条件関係修正説)について検討する。

A説ではそもそもどちらが死因となったか特定できない場合においても因果関係を認める結論となり、必ずしも妥当な結論を導けるとは言えない。このようにA説を採用した場合被告と何ら関わりない結果にまで条件関係を認めてしまう可能性があり、刑法の人権保障機能を害する結果にもつながる。

そして、A説は共犯関係のない被告人の実行行為が競合して行われているのならば一括して取り去っていいとしているが、そもそも共犯関係にない場合にまで取り去っていいのかについては「結果が不当だからだ」という理由以外の何物でもなく、その修正は便宜的に過ぎると言える。¹

刑法の主要な機能は法益保護機能だけでなく人権保障機能も兼ね備えており、「疑わしきは被告人の利益に」という推定無罪の原則が存在している以上は明確な条件関係が認められない限り罰しないとする結論は全く不当ではない。したがって、条件関係の修正は否定されるべきである。

3. よって、弁護側はB説(条件関係修正否定説)を採用する。

III. 本問の検討

看護師 X および看護師 Y は、過失によって致死量の劇薬を支給することで入院患者 A を死亡させた。X および Y の当該行為について業務上過失致死罪(211条1項前段)が成立するかを検討する。

1. X および Y の行為には、それぞれ業務上過失致死罪の実行行為性が認められる。これは検察側と同様の理由による。
2. そしてAは死亡しているので、業務上過失致死罪の結果が発生している。
3. それでは因果関係は認められるか。弁護側はB説(条件関係修正否定説)を採用するところ、当該具体的な行為がなかったなら、当該具体的形状の結果は発生しなかったであろうといえる場合に、因果関係と基礎となる条件関係が認められると考える。本件について検討すると、行為者の一方が致死量の劇薬を支給しなかったとしても、他方が同様の劇薬を支給することでAの死亡という結果はもたらされたといえる。よって、X および Y の行為についてAの死亡との間に条件関係は存在せず、因果関係は認められない。
4. したがって、X および Y は何ら罪責を負わない。

IV. 結論

X 及び Y は何ら罪責を負わない。

¹西田典之『刑法総論〔第2版〕』(弘文堂,2010年)96頁。